

6月29日(火)午後5時 さゆりあんへ

## 富山さんは無実だ！一日も早い再審開始・無罪判決を

1974年10月3日、品川区東大井で「殺人事件」が発生しました。この事件の「犯人」として、翌年1月、富山さんが逮捕されましたが、彼は一貫して「自分はやつていない」「事件があつた時刻には池袋にいた」と無実を訴え続けています。アリバイは弁護士の調査によって裏付けられました。

捜査当局が富山さんを犯人だとする根拠は、偶然、事件現場を通りかかった人々の目撃証言だけで、他に何の証拠もありません。

裁判の主要な争点は、この目撃証言の信用性です。しかし、目撃調書だけでも「34人分ある」（法廷での捜査責任者の証言）はずなのに、7人分しか

開示されていません。しかも、いすれの証人も当初は富山さんとは似ても似つかぬ犯人像を供述していたのが、取り調べを重ねるにしたがって富山さんに似た犯人像を述べ始めます。

一審は、この交換には取調べの暗示・誘導が窺えるから信用できないと無罪を言い渡しました（1981年3月）。ところが、二審は、取り調べた警察官の「暗示・誘導はしていない」という主張を根拠に逆転有罪（懲役10年）を言い渡しました（1985年6月）。

警察官が「私は暗示・誘導しました」と正直に言うでしょうか。連日の報道は、警察官が真実の証言などしないことを証明して余りあるではありません

か。最高裁は「事実誤認の主張だから上告理由にあたらない」と門前払いしましたが、無実の人間が投獄されかけているから救済せよ、真実を究明せよという主張ほど上告理由に相当するものなく、門前払いは職責放棄というものです。服役を余儀なくされた富山さんは、獄中から再審請求を行い（1994年6月20日）、1995年12月19日の満期出獄後も無実を訴え続けています。

## 裁判所は検察官に証拠開示を命令せよ

私たちは、昨年9月の申し入れにおいて「7年間というのは、生まれた子どもが小学校に入るという年月」「公平な立場で、裁判所は、すべての証拠を出すよう検察官に言えるはず」「事件からすでに27年間がたとうとしている。このままでは、富山さんにとって有利な証人が死んでしまつかもしれません。裁判所が証拠開示を命令しないと

「うことは、裁判所が証拠隠滅をはかつている」ということにもなりかねません」「刑事裁判の鉄則として、物的証拠がなければ有罪にできないはず。目撃証言というのは非常に問題のある証拠とされている」「34人の供述調書すべてを出して審理するのが公正な裁判といふもの」「一日も早く富山さんの人権の回復つまり再審無罪をお願いした



無実は無罪に！署名にご協力ください

富山さんは無実だ！一日も早い再審開始・無罪判決を

裁判所は検察官に証拠開示を命令せよ